

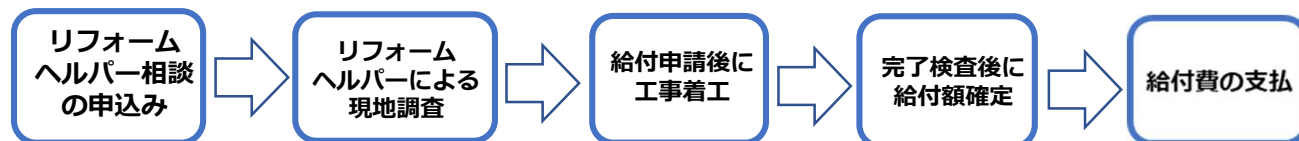
# 『いわき市高齢者等住宅リフォーム（改良）事業』 制度改正のお知らせ

高齢者等が安心して在宅生活ができるよう、居住する住宅の改修費用の一部を給付する「いわき市高齢者等住宅リフォーム給付事業」について、**令和8年4月より改正**します。

## 事業内容

在宅介護が必要な高齢者及び心身に障がいのある方が居住し又は居住しようとする住宅の改良について、建築の専門家等による必要なアドバイスを受け、必要と認められた改良工事の一部について市が給付を行います。

### イメージ



## 住宅リフォーム給付事業の改正について

いわき市高齢者等住宅リフォーム給付事業は、平成6年9月の事業開始以来、住宅や設備の性能向上や、平成12年の介護保険制度の開始に伴う住宅改修事業の導入など、当初の高齢者等が居住する住宅事情を取り巻く環境から、大きく変化していることから事業内容の見直しを行い、令和8年4月より制度の改正をするものです。

### 《主な改正点》

対象者の要件及び給付額が変わります。

#### 1. 対象者の要件

- ① 高齢者区分…要介護又は要支援の認定を受けている者（第2号被保険者も含む）
- ② 高齢者区分…介護保険住宅改修制度（居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費）の支給を受けている者、又は本事業と同時に申請をする者  
※上記①、②の要件のすべてに該当していることが要件となります。
- ③ 障がい者区分…64歳以下で要介護又は要支援の認定を受けられない者（障がい要件に変更はありません。）

#### 2. 給付額等

- ① 高齢者区分…給付対象となる工事費の上限が**50万円**になります。
  - ② 障がい者区分…給付対象となる工事費の上限が**100万円**になります。
- ※ 給付額は、給付対象となる工事費に、所得に応じた給付率を乗じた額となります。



《問合わせ先》

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本2 1 番地  
（高齢者区分）いわき市 保健福祉部 高齢福祉課  
電話 (0246) 22-7453 FAX (0246) 22-7547  
（障がい者区分）いわき市 障がい福祉課 支援係  
電話 (0246) 22-7485 FAX (0246) 22-3183

《住宅リフォームのご相談・お申し込みはお住いの地区保健福祉センターへ》